

綾部市上下水道審議会議事要旨

- 1 日 時 令和4年11月14日（月） 午後3時30分から
- 2 場 所 まちづくりセンター2階 第1会議室
- 3 出席者 委 員 上野 司、平野 正明、朝倉 正道、井田 新一、高橋 秀文、
土井 渡、中西 朋子、泉 朝子
事務局 上下水道部長 柳田 嘉宏、上下水道部次長 小林 浩子、
下水道課長 野々垣 政明 ほか7名

4 審議会

(1) 開 会

(2) 市長あいさつ

(3) 会長あいさつ

(4) 議 題

野々垣課長：

別紙1、資料1「下水道使用料の改定について」説明

(質疑応答)

・上野会長：

低所得者世帯に対する接続工事への補助金制度の内容について説明を。

・野々垣課長：

詳細については検討中。

基本的に低所得世帯限定で、公共下水道であれば公共柵までは工事をして使用できる状態にある、(供用開始を行っていても)接続ができていない家庭の排水設備の接続工事に対して、公共、農業集落排水、特定地域生活排水処理事業ともに補助をする。この補助金制度を利用し、下水道の接続工事を実施してもらうことにより、下水道自体の接続率を上げていきたい。

・上野会長：

現段階で補助制度はないのか。

・野々垣課長：

現在、補助金制度はなく、すべて個人負担での実施となっている。

- ・上野会長：
補助率は。

- ・柳田部長：
令和5年度から低所得世帯を対象とした補助制度を導入していきたい考えであり、検討しているところである。
現在は、既存制度の排水設備等の融資あっせん制度を活用して水洗化を図っていただいている。

- ・高橋委員：
低所得者世帯を対象とあるが、具体的には。

- ・柳田部長：
主に非課税世帯を対象とする方向で検討している。

- 小林次長：
別紙2、資料2「水道の未普及地対策について」説明

(質疑応答)
- ・土井委員：
補助割合、限度額について説明を。

- ・小林次長：
飲用井戸等整備補助は、補助割合2/3、限度額は、個人50万円、共同100万円。
水質検査費用補助は、補助割合2/3、限度額は、1万円で、現在検討中。

- ・朝倉委員：
小規模水道施設整備については多数の同意を得られないため難しく、個別で飲料水の確保だけは何とかがしようにすることだと思う。それに賛同されない方には、良質な飲料水の確保は個人として井戸の整備をされない限りはできないということになるが、個人のことなのでやむを得ないとは考える。
水質検査は、今後補助として続けていくのか。
補助金の財源は、一般会計なのか水道会計なのか。

- ・小林次長：
小規模水道施設整備による水の供給について、検討を重ね未普及地の方にアンケートを実施した。その結果、市水道に加入すると、加入金、接続工事費、水道使用料等が発生することや、現在使用している井戸等で十分と考える方も多く、多くの同意が得られない中、現時点で小規模水道施設の整備を実施することは難しい。

補助制度の中で、共同での井戸整備も対象としていくということで検討している。

飲用井戸等の水質検査については、国が示す「飲用井戸等衛生対策要領」により、年1回、定められた水質検査を受けることとなっており、毎年1回、水質検査費用を補助していくことを考えている。

財源は一般財源。飲用井戸整備補助については、過疎債を活用予定。

歳出自体も水道事業ではなく一般会計からの歳出を予定。

・高橋委員：

対象地域には、高齢者、単身者が多く、今後、台風や獣害等で水が出なくなるケースが考えられる。そうした場合、行政側として水の確保についてどうしていくのか。

・小林次長：

水道事業として整備していくのが難しいなか、市の施策として検討していく必要があると考える。他市についても同様の状況がある。

水道事業として実施するなら、例えば、飲用水等を運ぶ等の事例もある。今後も良質な水を安定的に供給できるよう、他市の事例や新しい設備等を参考に、水道事業として手法等検討していきたい。

現在は、水道の未普及地においても何らかの水を確保されている状況。今後、水の確保ができなくなった場合、いろんな手法を模索していく必要があると考えている。

・平野副会長：

未普及地に対する今回の制度は大変良いと考える。

移住・定住予定者、所得制限等、これから入ってくる人に対する制度があるのかどうか。今後様々な事例が出てきた時の対応を教えてください。

・小林次長：

今回の補助制度については、もともと未普及地に居住する住民のために検討した案。

市の施策として、移住・定住についても対象としているが、別荘については、対象外。

あらかじめ決めておくべきところは決めておき、今後、運用していくなかで検討していきたい。

・上野会長：

小仲・庄・草壁の地元による小規模水道に対し市が受託で検査を実施しているとのことだが金額は。

・小林次長：

小規模水道の受託分の金額は、1戸当たり3,017円を年3回。年間1戸当たり9,051円。

- ・上野会長：
年間1戸当たり1万円は高いと感じる。

- ・小林次長：
小規模水道については、水道事業として水道法に定まった51項目の水質検査を実施している。飲用井戸等の水質検査とは異なる。

- ・上野会長：
小規模水道についての水質検査は既に市が実施している。これから新たに飲用井戸に対する水質検査を補助制度として実施することだが、飲み水を供給するにあたっての水質検査費用が高いと感じる。
水の供給を上水道につなぐ決断をできない人たちに対し、補助的行為として井戸水等で給水することに対して補助金を出し、更に検査費用をとというのは厳しいと感じる。
個人的意見として、検査費用を安くしようとする手法を今後検討に含めていただきたい。

- ・小林次長
水質検査費用について、飲用井戸等衛生対策要領では、飲用井戸については、年に1回水道法に定める51項目ではなく、簡易な11項目の検査を求めている。水質検査について見積もりを取った結果、1件当たり1万円から2万円程度である。
水質検査の補助については補助率2/3、上限1万円で検討しているが、今後の動向により、適切かどうか必要に応じて検討していきたい。

- ・上野会長：
小仲・庄・草壁の総戸数は。

- ・小林次長：
合計45戸、83人

- ・上野会長：
井戸水の水質検査の補助は2/3で検討しているとのことですが、そうなると思っておいたら良いか。

- ・小林次長：
見積もりでは2万円程度であり、その予定で進めている。

- 野々垣課長：
別紙3「地域再生計画の中間評価、社会資本総合整備家計画事後評価について」説明

(質疑応答)

・土井委員：

平成25年の台風18号の降雨量と、それに対して今回施設の排水量はどのくらいか。

・野々垣課長：

平成25年の台風18号 味方にある国交省の観測所での由良川の最高水位7.47メートル、総雨量278ミリ、時間最大雨量29ミリの豪雨。

これに対し、綾部雨水ポンプ場は、1分間に60立方メートルの水を排除する能力を有する施設。

雨が降っても、由良川が乾いておれば、樋門を閉める必要はなく、都市下水路事業で整備した雨水排水路の水が由良川へ抜けるため、床上浸水は発生しにくい。

一方、綾部に雨が降らなくても上流で雨が降り、由良川の水位が上がれば、逆流を防ぐため、樋門を閉じなくてはならない。そうすると、普段と同様の水流であっても、樋門の上流の区域では水がたまり浸水を起こす。

台風18号と同様の雨の降り方をした場合に、床上浸水が11戸から2戸に減少するとのシミュレーションが毎分60立方メートルの水の排除となり、この計算をもとに設計している。

・土井委員：

樋門を閉める状況になった段階で雨が降り続けると、内水があふれる。

流域の範囲の計算で雨量が何ミリまで持つかの計算はできるか。

・野々垣課長：

流域面積に対しどのくらいの雨量で、どのくらいの水がたまるという計算もできるが、かなり大きなポンプをつける必要があり、莫大な費用が掛かり事業化は困難。

実際に最近の最大の雨量を排除する施設を作ることが必要ではないかということで、平成25年の18号台風時の雨量でのシミュレーションをした。

降った雨が全部はける施設を作ることが一番安全ではあるが、莫大な経費を要するため、今回はこういうシミュレーションで設計した。

・土井委員：

ポンプを動かすタイミングはいつか。

・野々垣課長：

今回の場合は、由良川の水が古川に逆流するタイミングで樋門を閉めることになるので、それと同時にポンプを稼働する。

・上野会長：

浸水戸数が11戸から2戸に減少とのことだが、残りの2戸とは。

・野々垣課長：

2戸のうち一つは、京都府の施設であり一般の住宅ではない。もう1戸は日東で、自前で壁を作り防御されている。実際の民家については解消できると考えている。

・平野副会長：

評価方法について、審議会での評価とは。

・野々垣課長：

事務局が作成した評価を承認いただければ審議会での評価となる。

(異議なし)

(7) 閉会あいさつ 柳田上下水道部長
終了：午後5時15分